

厚生労働省岩手労働局発表  
平成28年9月21日

【照会先】  
岩手労働局雇用環境・均等室  
室長 石原房子  
労働紛争調整官 渡辺幸輝  
(電話) 019-604-3010

報道機関各位

## 合同労働相談会を開催します

～職場内のパワハラは労働相談へ～

「岩手労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会」<sup>注</sup>は、職場のパワハラ、いじめ・嫌がらせなどの労働相談が増加（参考資料参照）していることを受け、以下のとおり関係機関合同による労働相談会を開催します。

### 1 合同労働相談会

- ・日時：10月2日（日）午前10時から午後3時まで
- ・場所：アイーナ（いわて県民情報交流センター）  
（盛岡市盛岡駅西通1-7-1）
- ・受付：7階711号
- ・内容：職場のパワハラ、セクハラ、いじめ・嫌がらせ、不当解雇、賃金引下げなど、労働問題全般の相談をお受けします。
- ・対応：弁護士、特定社会保険労務士、岩手県労働委員会委員、岩手労働局職員が労働相談に応じます。
- ・相談費用：無料

### 2 電話相談

- ・日時：10月2日（日）午前9時から午後4時まで
- ・電話番号：（フリーダイヤル）0120-980-783  
携帯電話からは 019-604-3002
- ・内容：職場のパワハラ、セクハラ、いじめ・嫌がらせ、不当解雇、賃金引下げなど、労働問題全般の相談をお受けします。
- ・対応：岩手労働局の職員が労働相談に応じます。
- ・場所：盛岡第二合同庁舎5階 岩手労働局雇用環境・均等室

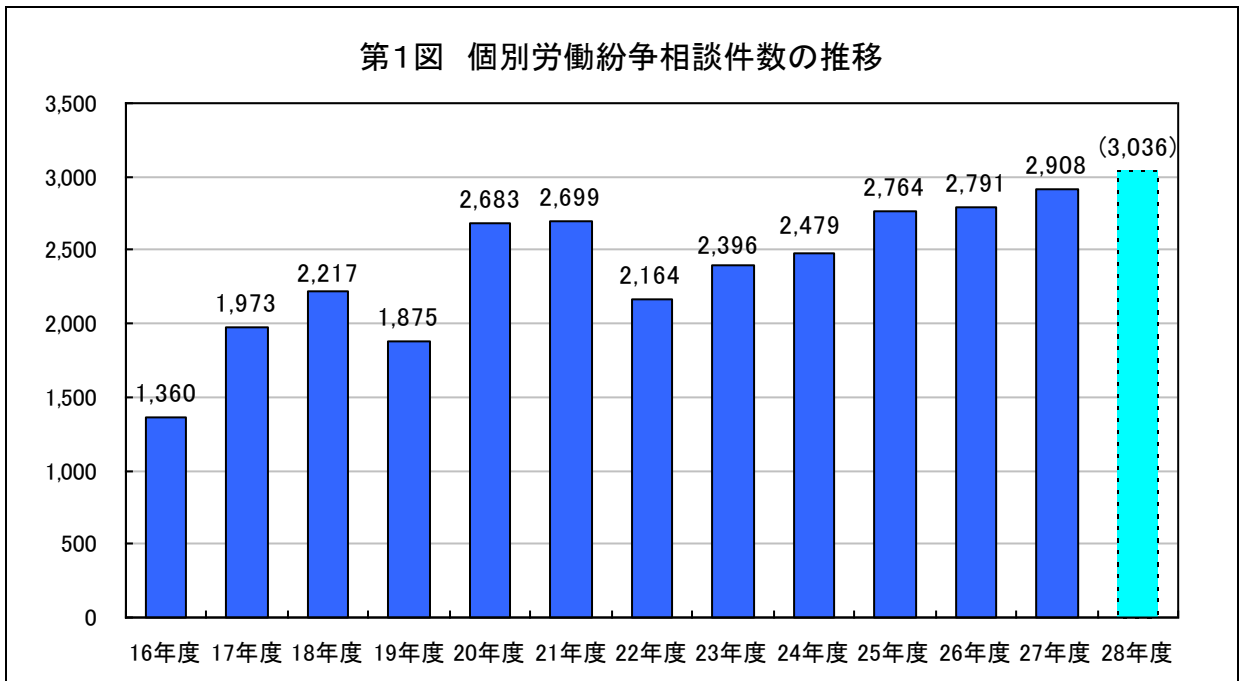
**※ 取材に関しては、電話相談会場のみでの対応となります。庁舎への出入りの関係がありますので、協議会事務局（Tel019-604-3010）にご連絡願います。**

注）「岩手労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会」とは、岩手労働局が事務局を行い、日頃から労働相談に応じている岩手弁護士会、日本司法支援センター岩手地方事務所、岩手県社会保険労務士会、岩手県労働委員会及び岩手県商工労働観光部雇用対策・労働室の関係団体によって構成されている協議会です。

岩手労働局の県内8箇所の総合労働相談コーナーで受け付けた平成28年度7月末現在における個別労働紛争の相談状況等について、以下のとおり取りまとめました。

1 民事上の個別労働紛争の相談件数 < 引き続き高止まりの傾向 >

平成28年7月末現在の民事上の個別労働紛争に関する相談件数は1,045件と前年度同期比で4.4%の増加、年間では3,036件の見通しで、これは過去最高の件数であり、引き続き高止まりの傾向となっています。(第1図)



2 いじめ・嫌がらせの相談件数 < 引き続き最も多い相談内容 >

平成28年7末日現在の「いじめ・嫌がらせ」に関する相談件数は344件で、前年度同期比で1.4%の減少となっていますが、年間では4年度連続で1,000件を超える見込まれ、また、引き続き最も多い相談内容になるものと予測しています(第2図)。

